

申請書名：毒物劇物取扱責任者変更届

概 要	毒物劇物取扱責任者を変更した場合、30日以内に提出します。
届出に必要な書類	<ol style="list-style-type: none">1 毒物劇物取扱責任者変更届2 資格を証する書類（次の資格区分による） ※原本を提示するか、申請者による原本照合が必要です。<ol style="list-style-type: none">① 薬剤師：薬剤師免許の写し② 要件を満たす学校の卒業者（該当の有無は下記担当に確認願います。）<ol style="list-style-type: none">ア 大学、高等専門学校の卒業者：卒業証明書の写しイ 高等学校の卒業者：成績証明書の写し③ 毒物劇物取扱責任者試験合格者：合格証または合格証明証の写し3 医師の診断書（診断年月日から3ヶ月以内のもの）4 宣誓書5 雇用関係を証する書類

受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁（村山保健所）医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738